

会 議 録

☐ 全部記録 ☒ 要点記録

1	会 議 名	第 4 回姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会
2	開催日時	令和 7 年 1 月 2 8 日（火曜日） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 5 0 分
3	開催場所	姫路市役所本庁舎 1 0 階 第 2 会議室
4	出席者又は欠席者名（敬称略）	（出席者）吉原福全委員長、長田秀人副委員長、伊藤和宏委員、岩田稔恵委員、奥勇一郎委員、 合田勝彦委員、田中洋子委員、中川公恵委員、西村正喜委員、ハウレット正美委員、 八鍬浩委員、渡辺信久委員 （欠席者）小島理沙委員、花嶋温子委員、三枝由季委員 （事務局）環境事業推進室長、環境事業推進室主幹 2 名、リサイクル課長、環境事業推進室 5 名、 委託業者 2 名
5	傍聴の可否及び傍聴人数	傍聴可、傍聴人 7 名
6	議題又は案件及び結論等	（1）技術専門部会審議報告 （2）姫路市新美化センター整備基本計画（案）について ア 車両の搬出入条件 イ 環境教育・学習機能 ウ その他付加機能 エ 財政計画 オ 事業方式 カ 事業スケジュール （3）パブリック・コメントの実施について
7	会議の全部内容又は進行記録	詳細は別紙参照

第4回姫路市新美化センター整備基本計画検討委員会 会議録（内容）

議事（１）技術専門部会審議報告について事務局より説明。

（主な説明事項）

合計３回の技術専門部会を開催し、本委員会より付議された事項について審議を行った。

ごみ処理方式の選定については、メーカーアンケートで回答を得た５つの処理方式を比較検討し、総合的に評価を行った。その結果、各項目で安定して評価が高く導入実績や対応可能なメーカーも多く、経済面でも優れている焼却方式（ストーカ式）を採用することとした。

施設規模については、稼働後最大となる令和１４年度の計画ごみ処理量 142,219 t から、既存施設のエコパークあぼしの処理量 94,290 t を差し引いた年間処理量 47,929 t を用いて算出し、災害時に発生する災害外廃棄物の処理も考慮して 196 t/日とした。

炉数については「建設費」、「環境保全」、「施設設置スペース」、「保守点検費」、「維持管理費」など、３炉構成と比較し多くの点で有利となることから２炉構成とした。

【質疑応答・意見等】

委員：表５－３ ごみ処理方式の比較検討結果で３点と６点の評価項目があるが、どのような基準で設定したのか。

事務局：姫路市新美化センター整備基本構想で定めた５つの整備基本方針の中で、特に重要と考える項目の点数を高くした。

委員：総合点が一番高いためストーカ式を採用しているが、例えば建設予定地が高潮浸水想定区域であるなど、決定するにあたり他の要素も考慮したのか。

事務局：水害等の対策については建築の面で対応を行う予定である。処理方式によって対策に大きく差はないため評価には考慮していない。

委員：施設規模 330 t/日の市川美化センターの代わりとなる新美化センターの施設規模が 196 t/日では少し小さく感じる。エコパークあぼしが故障等で停止した時のごみ処理を考えると、少し余裕を持たせた施設規模とした方がよいのではないか。

事務局：現在、市川美化センターでは約 250 t/日のごみを焼却している。減少傾向が続く人口推計や分別・リサイクルの啓発等による効果もふまえると、令和 14 年にはさらにごみは減少していると予想される。仮に余裕を持たせた施設規模を建設すると、ごみが足りなくなった場合に、稼働と停止を繰り返すことによる施設への負担や発電効率への影響が考えられるため、一定量のごみを安定して焼却することが大事であると考えている。ただしリスク管理は非常に大切な事項と認識している。近年エコパークあぼしでも長寿命化工事を予定しており、想定外の停止を防ぐため最善を尽くしていきたい。

委員：１４１ページの災害廃棄物を想定した対策で、災害時に発生する処理可能な廃棄物を施設規模の１０％見込んでいるが、どのような根拠があるのか。図８－６災害廃棄物等ヤードの面積に仮置きできる廃棄物の量が施設規模の１０％なのか、もしくは１０％の具体的な別の根拠があって、そこから割り出した必要な面積が災害廃棄物等ヤードの面積なのかどちらか。

事務局：施設を整備するにあたっての国からの交付金の上限が施設規模の１０％であり、最大限見込んでいる。実際には災害廃棄物の処理は、新美化センターだけでなくエコパークあぼしや他の自治体・民間の処理施設などで処理を行うことになる。災害廃棄物等ヤードの面積については施設規模の１０％とは連動していない。災害廃棄物の仮置き場は、例えば公園やグラウンドなど、姫路市全体で対応するので、その中の一部として新美化センターでもスペースを確保する。

議事（２）姫路市新美化センター整備基本計画（案）

ア 車両の搬出入条件、イ 環境教育・学習機能、ウ その他付加機能について事務局より説明。

【質疑応答・意見等】

委員：１３３ページの表８－１０で想定される搬入車両台数が示されているが、交通量については周辺地域の方が一番問題視している事項であると思われる。他都市の施設では災害時等の緊急用に搬入経路を複数設置しているところが多くみられたが、新美化センターでは搬入経路は一つだけなのか。また、当委員会で視察を行ったエコクリーンピアはりまでは、もっと河川や港湾からのアプローチを考えておけばよかったとの話があったが、新美化センターも河川に面しているが何か検討した方がよい。

事務局：現状は国道２５０号線からの搬入経路しかない。別の搬入経路の検討については周辺に工場が密集しており苦慮している。地域住民とも現地の確認を行っており、夢前川左岸線の整備等、あらゆる可能性を探っていきたい。また、災害時における海からのごみ搬入については、港へのバースの設置など、緊急時の選択肢の一つとして検討していきたい。

委員：車両の搬出入条件について議論する際に、騒音や交通量調査の結果を資料として示すのが通常であるが、今回資料にないのはなぜか。

事務局：新美化センター建設に伴う周辺環境への影響を調査する生活環境影響調査を行っている。現在現況調査中であり、調査後、整備基本計画で定めた施設の条件を基に将来予測を実施予定である。生活環境影響調査とは別に周辺地域連絡調整会議で説明を行うため、交通量調査を実施した。

委員：調査結果は今後本委員会の資料として出さないのか。

事務局：交通量調査の結果については、周辺地域連絡調整会議にて説明し、資料をホームページに掲

載する予定である。生活環境影響調査については、来年1月頃に調査書が完成する予定である。

委員：108ページの表7-13で事業者提案に委ねる機能が多くある。環境学習機能の導入には焼却炉の整備と違い国からの交付金は利用できないため、どれだけの市費をかけて導入していくのか、既存の施設等とのバランスも考慮しながら、市の方針を決定しておく必要がある。メリハリがあっても良いと思う。

委員長：今後の検討となっている部分については、委員の意見等も踏まえて、要求水準書の中で落とし込むように市で検討してほしい。

議事（2）姫路市新美化センター整備基本計画（案）

エ 財政計画、オ 事業方式、カ 事業スケジュールについて事務局より説明

【質疑応答・意見等】

委員：157ページの図9-3でDBOがDBと比較してVFMが6.3%という結果となっているが、156ページの表9-7のコスト縮減率で6.3%の数字がどこにも出てこないのはなぜか。

事務局：6.3%は建設費や維持管理費以外にも資金調達コストを含んだ、総合的に計算した数字である。

委員：表9-7のコスト縮減率の中に、資金調達コストも含めて記載することはできないのか。

事務局：メーカーから提供された数字のため記載できないが、表現を工夫し分かりやすく修正する。

委員：今金利が上昇しているので起債の利率も上がると思うが、実際の費用がこの計画で示す概算事業費を超えることもあるのか。

事務局：超えることも考えられる。

委員：その場合は予算を取り直すのか。

事務局：まだ具体的な予算取りは行っていない。策定した整備基本計画を基に、今後工事発注の準備を進めていく中で、再度メーカーに見積りを依頼し、本市として可能な事業内容・予算について財政局等と調整していく。

委員：別の会議で材料費が1.5倍程度まで高騰していると聞き、これから入札までまだまだ上がる可能性があるのではないかと心配している。「地域と共につくる美化センター」と謳っているのであれば、付帯施設の予算が削られることがないようにしっかり予算の確保に努めてほしい。

事務局：当事業は地域の方々の理解と協力が必要不可欠な事業である。地域との協働を第一義に考え地域に貢献できる施設を目指しているので、付帯施設に関する予算は何とか確保していきたい。

議事（３）パブリック・コメントの実施について事務局より説明。

本日の審議内容を反映させた資料１ 姫路市新美化センター整備基本計画（案）とその概要版について、市民の意見を広く聞くためパブリック・コメントを実施したい。意見募集は３月中旬から４月中旬までの１ヶ月を予定しており、市民意見とその回答について次回５月開催予定の本委員会で審議した後、ホームページ等で公表したい。

【質疑応答・意見等】

委員：現在、生活環境影響調査を実施中とのことだが、調査結果がないとパブリック・コメントを実施するにあたり、必要な材料が揃わないのではないか。

事務局：今回は整備基本計画についてのパブリック・コメントであり、策定した整備基本計画を基に建設される施設が、生活環境にどのような影響を与えるかを生活環境影響調査書として取りまとめる。生活環境影響調査書はまた別に縦覧、意見募集を行い、工事発注時に反映させたい。

以上